

○環境省告示第二号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十六条第一項の規定に基づき、自動車騒音の大きさの許容限度（昭和五十年九月環境庁告示第五十三号）の一部を次のように改正し、令和八年一月十一日から適用する。

令和八年一月九日

環境大臣 石原宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改	正	後	改	正	前
一・二一 (略)			一・二一 (略)		

三 小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車（規則第一条第二項に規定する第一種原動機付自転車をいう。以下同じ。）であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）であつて、現に運行の用に供しているもの（新規検査、予備検査（法第十六条第一項の抹消登録を受けた後及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された後に受けたものを除く。）又は規則第六十二条の二第五項の検査の時に協定規則第四十一号第四改訂版附則3「第五改訂版附則3又は第六改訂版附則3」に規定する試験法により近接排気騒音の測定を行つたもの（後付消音器の技術基準の騒音防止性能試験を協定規則第四十一号第四改訂版附則3、第五改訂版附則3又は第六改訂版附則3に規定する試験法以外で受けたものであつて、当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の二第五項の検査時の近接排気騒音の値が別表第二の近接排気騒音の値と同等以下の値のものを除く。）に限る。）の走行時の騒音当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の二第五項の検査を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値（ただし、後付消音器の技術基準の騒音防止性能試験を協定規則第四十一号第四改訂版附則3又は

		定規則第四十一号第四改訂版附則3、第五改訂版附則3又は第六改訂版附則3に規定する試験法で受けたものについては、当該試験を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値)
四〇六	(略)	
別表第一	(略)	
備考		
一・二	(略)	
二	加速走行騒音とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車及び一輪自動車を除く。）については、協定規則第五十一号第三改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。小型自動車及び軽自動車（いずれも一輪自動車（側車付一輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車であつて、二輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）については、協定規則第四十一号第六改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。その他の車両にあつては、日本産業規格D八三〇一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の七十五ペーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車（側車付一輪自動車に限る。）を除く。）については五十キロメートル毎時、	
四〇六	(略)	第五改訂版附則3に規定する試験法で受けたものについては、当該試験を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値)
別表第一	(略)	
備考		
一・二	(略)	
二	加速走行騒音とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車及び一輪自動車を除く。）については、協定規則第五十一号第三改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。小型自動車及び軽自動車（いずれも一輪自動車（側車付一輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車であつて、二輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）については、協定規則第四十一号第五改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。その他の車両にあつては、日本産業規格D八三〇一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の七十五ペーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車（側車付一輪自動車に限る。）を除く。）については五十キロメートル毎時、	

その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時（）で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・一メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

四〇十一（略）

十二 技術的最大許容質量が二・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに二輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち、指定自動車等（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二条第一項第一号の指定自動車等をいう。以下同じ。）であり、内燃機関を有するもの（総排気量六百六十cc以下であり、技術的最大許容質量を用いて計算したPMRが三十五以下のもの、最大積載量八百五十キログラム以上であり、技術的最大許容質量を用いて計算したPMRが四十以下のもの又は技術的最大許容質量が二・五トンを超えて、技術的最大許容質量を用いて計算したPMRが四十以下、かつ、Rポイントの高さが八百五十ミリメー

その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時（）で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・一メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

四〇十一（略）

（新規）

トルを超えるものを除く。) 並びに専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも二輪自動車及び一輪自動車を除く。) のうち、指定自動車等であつて内燃機関を有するもの(技術的最大許容質量が二・五トン以下)の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに二輪自動車及び一輪自動車を除く。)を、専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも二輪自動車及び一輪自動車を除く。)に変更する場合であつて、技術的最大許容質量が二・五トンを超えて、技術的最大許容質量を用いて計算した P M R が四十以下、かつ、R ポイントの高さが八百五十ミリメートルを超えるものを除く。)の車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度とし、協定規則第五十一号第三改訂版附則7で規定する試験法により測定された騒音にあつては、同附則7に規定された騒音の値も許容限度とする。

十三 P M R が五十を超える小型自動車及び軽自動車(いずれも二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)に限る。)のうち、指定自動車等であるもの並びに P M R が五十を超える原動機付自転車(第一種原動機付自転車であつて、二輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。)のうち、型式認定原動機付自転車(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第一条第一項第一号の型式認定原動付自転車をい

(新規)

う。) であるものの車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度とし、協定規則第四十一号第六改訂版附則7で規定する試験法により測定された騒音にあつては、同附則7に規定された騒音の値も許容限度とする。

十四 P M R が二十五を超える小型自動車及び軽自動車(いずれも二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)に限る。)並びに P M R が二十五を超える原動機付自転車(第一種原動機付自転車であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。)に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度とし、協定規則第四十一号第六改訂版附則3の試験法により測定された全開加速走行騒音にあつては、別表第一の該当する許容限度の値に五デジベルを加えた値も許容限度とする。

別表第一・別表第二 (略)

別表第四 (略)

備考

一 タイヤ車外騒音とは、協定規則第百十七号第四改訂版附則3に規定する試験方法により測定した騒音をいう。

二 五六 (略)

七 シビアスノータイヤとは、そのトレッドパターン、トレッドコンパウンド又はトレッド構造が、過酷な降雪条件下で使用するように特別に設計されたスノータイヤであつて、協定規則第

(新規)

別表第一・別表第二 (略)

別表第四 (略)

備考

一 タイヤ車外騒音とは、協定規則第百十七号第二改訂版附則3に規定する試験方法により測定した騒音をいう。

二 五六 (略)

七 シビアスノータイヤとは、そのトレッドパターン、トレッドコンパウンド又はトレッド構造が、過酷な降雪条件下で使用するように特別に設計されたスノータイヤであつて、協定規則第

百十七号第四改訂版6・5・の要件を満たすものをいう。

八〇十一 (略)

百十七号第一改訂版6・4・の要件を満たすものをいう。

八〇十一 (略)